

議案第21号 小松島市休日診療所条例を廃止する条例について

《廃止の趣旨》

休止中の休日診療所を廃止することとし、その設置条例を廃止するもの。

小松島市休日診療所条例

平成11年3月31日

小松島市条例第16号

(設置)

第1条 休日等に救急を必要とする傷病者に対し、応急的な診療を行うため、休日診療所を設置する。

2 休日診療所の名称及び位置は、次のとおりとする。

(1) 名称 小松島市休日診療所

(2) 位置 小松島市小松島町字新港9番地の10

(診療科目)

第2条 小松島市休日診療所(以下「休日診療所」という。)の診療科目は、次に掲げるとおりとする。

(1) 内科

(2) 小児科

(3) 歯科

(診療日及び診療時間)

第3条 休日診療所の診療日及び診療時間は、規則で定める。

(使用料の徴収)

第4条 休日診療所において、診療を受けた者からは使用料を徴収する。

2 前項の規定により徴収する使用料の額は、健康保健法の規定による療養に要する費用の額の算定方法(平成6年厚生省告示第54号。以下「算定方法」という。)第1号に規定する医科診療報酬点数表に定める点数に、算定方法第2号に規定する1点単価を乗じて得た額とする。

3 前項の規定にかかわらず、老人保健法(昭和57年法律第80号)の規定による医療に係る使用料の額については、老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準(平成6年厚生省告示第72号。以下「算定基準」という。)第1号に規定する老人医科診療報酬点数表に定

める点数に、算定基準第2号に規定する1点単価を乗じて得た額とする。

(手数料の徴収)

第5条 休日診療所において、診断書又は証明書を交付するときは、交付を受ける者から手数料を徴収する。

2 前項の規定により徴収する手数料の額は、規則で定める。

(使用料等の減免)

第6条 市長は、特別の事情があると認める者に対しては、使用料及び手数料を減免することができる。

(使用料等の納入)

第7条 使用料及び手数料は、診療又は診断書などの交付の際納入しなければならない。

(損害賠償)

第8条 休日診療所の利用に当たって、故意又は過失により施設等に損害を与えたときは、これを原形に回復し、又は市長が定める損害額を賠償しなければならない。

(規則への委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成11年規則第19号で平成11年5月16日から施行)

附 則(令和4年条例第13号)

この条例は、公布の日から施行する。